

富田林市要綱第 50 号

富田林市児童福祉審議会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和38年富田林市条例第19号）別表に規定する富田林市児童福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の15第4項に規定する意見聴取に関すること。
- (2) 大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成12年大阪府条例第8号）第2条第2項の規定により富田林市が処理することとされた法第35条第6項に規定する意見聴取に関すること。

2 審議会は、前項各号に掲げる意見をとりまとめて市長に報告するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員5人以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 保育に関して識見を有する者
- (2) 特定教育・保育施設（富田林市内で特定教育・保育施設を営む法人が営むものを除く。）に従事する者
- (3) 就学前の子どもの保護者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命された日から、第2条第2項に規定する市長への報告が完了する日までとする。

2 委員に欠員を生じたときは、直ちに補欠委員を選任するものとする。この場合において、当該補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 審議会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(審議会の会議)

第6条 審議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を聴くことができる。

(報酬)

第7条 委員の報酬及び費用弁償については、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償支給条例（昭和51年富田林市条例第20号）の例による。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、子育て福祉部こども未来室において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項については、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(会議招集の特例)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、最初に行われる審議会の招集は、市長が行う。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。